

平成23年度フレッシュBOXに30件 貴重なお意見ありがとうございました

平成23年度中に、役場1階のフレッシュBOX（意見箱）に寄せられたご意見は30件でした。

この制度は、皆さんから町政に対する「こうなればいいのに！」という提案や要望をいただくことで、施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうというものです。寄せられたご意見には、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

23年度改善例

（意見） 4月生まれの子どもと翌年3月生まれの子どもとは助成期間に差があるので7歳の誕生日まで期間を延長して不公平をなくしてほしい

↓24年度から、乳幼児と児童の医療費助成期間を誕生日の前日まで

延長しました。

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか？ ご意見やご提言をぜひお寄せください。

意見・提言方法

▼フレッシュBOX

…役場庁舎1階ロビー

▼郵送：〒791-3192

松前町大字筒井631番地

総務課広報情報係

▼FAX：985-4148

※メールは町ホームページから各担当係宛に送付できます。

提案の際には、住所、氏名、電話番号などをご記入ください。寄せられたご意見は、個人情報などの取り扱いに十分注意し、広報紙などで紹介することがあります。

☎総務課広報情報係

☎985-4132

寄せられた意見の内訳	
保健、医療、福祉	7件
道路、水路整備	4件
環境・ごみ問題	2件
教育、文化	3件
窓口	3件
施設管理	5件
税務	1件
広報	1件
防災	1件
その他（町の管理していない施設への要望など）	3件
合計	30件

平成24年度 まさき町夏祭り

8月4日(土) 9時30分～21時30分

塩屋海岸、松前公園

塩屋海岸では、9時30分から、はんぎり競漕、はんぎりトライアスロンを実施します。

松前公園では、子どもフェスタ、夜市、ビアガーデンを開催します。19時からはまさき音頭を行い、フィナーレは花火でしめくります。



イベント 出場者募集

はんぎり競漕

中学生、高校生、社会人や企業などから個人・チームを募集しています。

- ・はんぎり競漕（個人・団体）
- ・はんぎりトライアスロン（個人）

まさき音頭

一般、企業や各地区などから、チーム（連）を募集しています。

締め切り 7月20日(金)

前夜祭 「カラオケの夕べ」

まさき町夏祭りの前夜祭として、町内の歌自慢によるカラオケ大会を開催します。

8月3日(金) 18時開演予定

松前総合文化センター
広域学習ホール

入場無料

☎松前町文化協会事務局

☎985-1313

☎まさき町夏祭り実行委員会

☎984-1427

国民年金保険料の免除申請 24年度分の受け付けは7月2日から

国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除制度を利用しましょう。

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下であれば全額または一部が免除されます。免除や猶予を受けず、保険料を納め忘れたまま、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

▼免除の受付期間
24年度分：7月2日(月)から開始し、24年7月から25年6月までの期間を対象として審査します。
※23年7月から24年6月分までの受け付けは7月31日(火)まで

▼必要なもの
年金手帳、認印、離職票または雇用保険受給資格者証(離職による免除申請の場合だけ)

▼申請先
松山西年金事務所国民年金課
☎925-5175
町民課住民係
☎985-4106

倒産・解雇・雇い止めなどで離職した人は 国保税が軽減されます

▼対象者
①失業時点で65歳未満の人
②倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)または雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次の人
△特定受給資格者理由コード▽
11、12、21、22、31、32
△特定理由離職者理由コード▽
23、33、34

▼軽減内容
前年の給与所得を100分の30として国保税を算定

▼軽減期間
離職した日が▽23年3月31日▽24年3月30日の人は25年3月まで。▽24年3月31日▽25年3月30日の人は26年3月まで

▼申請に必要なもの
雇用保険受給資格者証、印鑑(ヤチハタ以外)

▼申請先
税務課町民税係、保険課医療保険係
☎985-4110

☎税務課町民税係

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ 新しい保険証を郵送します

現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は、平成24年7月31日です。8月1日からは、新しい保険証(薄桃色)に変わります。

▼対象者
・75歳以上の人
・65歳以上74歳未満で一定の障がいがある人(本人の申請で愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人)

▼一部負担割合
1割または3割(23年の所得で決定)

▼郵送の時期
7月下旬

8月直前になっても届かない場合はお問い合わせください。8月以降に75歳になる人は、誕生日の前月に郵送します。

入院時の医療費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」も、有効期限は7月31日です。すでに認定証を持ち、▽保険料の滞納がなく▽24年度の住民税が非課税世帯の人は保険証と一緒に送ります。新たに交付が必要な場合はお問い合わせください。

☎保険課医療保険係
(後期高齢者医療制度について)
☎985-4107
☎985-4227
保険課保険料係(保険料について)

限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

平成24年度 各種保険料の納期限

介護保険料と後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期限は次のとおりです。

	納期限	口座振替日
1期	24年7月31日(火)	24年7月25日(水)
2期	8月31日(金)	8月27日(月)
3期	10月1日(月)	9月25日(火)
4期	10月31日(水)	10月25日(木)
5期	11月30日(金)	11月26日(月)
6期	12月25日(火)	12月25日(火)
7期	25年1月31日(木)	25年1月25日(金)
8期	2月28日(木)	2月25日(月)
9期	4月1日(月)	3月25日(月)

年度途中で支払方法が普通徴収から特別徴収(年金天引き)に変わる人もいます。詳しくは、7月中旬に送付する保険料額決定通知書で確認してください。

☎保険課保険料係 ☎985-4227

まさきファミリー・サポート・センター「ma★ma・ほっと」 七夕夏祭り交流会

地域の皆さん、利用会員、サポート会員や子育て支援センター登録の親子に楽しいひと時を過ごしてもらうため、七夕夏祭り交流会を開きます。希望者は、ファミサポか子育て支援センターへご連絡ください。

- ◎日時 7月7日(日)10時～15時(受付9時30分～)
- ◎会場 松前町総合福祉センター2階
あそびステーションなど
- ◎内容 10時～ 寸劇～たなばたものがたり～
10時50分～ 笹飾りをつくろう
11時30分～ 昼食・休憩
13時～ お店めぐり(輪投げ、風鈴、バルーンアートなど)

※昼食は各自で用意してください。(和室会議室で食べることができます。パンの販売あり)



ファミサポ登録説明会を随時行います。利用会員・サポート会員登録を考えている人はこの機会をご利用ください。

☎まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269
子育て支援センター ☎985-4151

第62回 社会を明るくする運動 松前町大会

7月22日(日)13時30分～
松前総合文化センター 広域学習ホール

昭和26年から始まった法務省主催のこの運動は、犯罪や非行のない明るい社会を作り上げるために実施しています。

記念講演

有限会社まつやまアーツ
マネジメント代表取締役
劇団みそ汁定食主宰



梶形 浩人 さん

☎福祉課障がい福祉係 ☎985-4155

平成24年度 国民健康保険税の税率

平成24年度から『資産割』が廃止され、『所得割』『均等割』『平等割』の3方式へ計算方法が変更になりました。税率・税額については次のとおりです。

	医療給付費分 保険税	後期高齢者 支援金等分 保険税	介護納付金分 保険税
所得割額	課税標準額 ×8.3%	課税標準額 ×2.5%	課税標準額 ×2.9%
均等割額 (1人当たり)	23,000円	7,500円	7,500円
平等割額 (1世帯当たり)	22,000円	6,000円	4,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※課税標準額：23年中の総所得金額等から33万円を控除した金額

☎税務課町民税係 ☎985-4110

無料クーポンでがん検診を受けましょう

本年度も女性特有のがん検診無料クーポン券と検診手帳を交付します。対象者にはクーポン券などを6月末に郵送しました。検診の受け方や医療機関は、同封した案内で確認してください。

▼対象者(23年4月2日～24年4月1日に次の年齢になった人)

子宮頸がん
20、25、30、35、40歳の女性

乳がん
40、45、50、55、60歳の女性

大腸がん
40、45、50、55、60歳の男女

▼有効期限 25年2月28日(木) 転入してきた人へ

対象者で4月20日以降に転入してきた人は、前住所地のクーポン券を交換する必要があります。健康課保健センター係までお越しください。

▼転出する人へ

クーポン券が届いた後に、クーポン券未使用で転出する人は転出先の市区町村にご相談ください。

健康課保健センター係 ☎985-4118

MAMA・PAPA川柳を募集します

子育てしていると、さまざまな出来事がありますよね。驚いたこと、困ったこと。いろいろな出来事を川柳にしてみませんか？きつと日ごろのストレスも楽しい笑い話になるはずです。

《例》
mama編
 久々の化粧に子どもあとずさり
papa編
 イケメンも飼慣らされて今イケメン
おじいちゃん・おばあちゃんもどうぞ編
 歯をとれば眼もはずしてと 2歳孫

▼応募方法 用紙に川柳と住所氏名、電話番号を記入して子育て支援センターにある応募箱へ。

▼優秀作品は ひまわりバスに掲示しますので、あなたの作品をみんなで見つ楽しんでください。生活に役立つ景品も用意しています。おじいちゃん・おばあちゃんもぜひ応募ください。

町民課コミュニティ係 ☎985-4228

下水道に接続しましょう

公共下水道受益者負担金
公共下水道が整備された区域内の土地の所有者または権利者に、一度限り負担してもらいます。

▼金額 1㎡あたり350円
※1筆あたりの上限額は15万円

▼手続き 対象者には7月に申告書を送付しますので、内容を確認後、返送してください。その後、8月中旬に決定通知書と納付書を送ります(昨年度以前に決定した負担金は、8月から納期ごとに納付書を送付します)。

▼下水道が使えるようになったら：
各家庭の台所や浴室などからの排水は、すぐに下水道に接続しましょう。浄化槽を設置している人

は6カ月以内に排水設備を設置して下水道に接続しましょう。くみ取り便所の人は、3年以内に水洗便所に改造しましょう。

●下水道への接続工事は町の指定工事店(町ホームページに掲載)に申し込んでください。

融資あっせん制度
下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続工事は、金融機関に融資をあっせんし、町が利子を負担する制度があります。

▼下水道使用料
下水道を使い始めると下水道使用料が必要になります。

町上下水道課下水道業務係 ☎985-4126

まさきの ecology 生活

正しく分別しましょう プラスチック類

●対象は「プラマーク」があるもの
プラスチック類の対象は、プラスチック製品のうち、「プラマーク」のある容器や包装です(一部例外あり)。

▶プラマークがなくても対象となるもの
果物や野菜などの保護用ネット袋、電気製品などの保護用発泡スチロールなど

●プラスチック類の出し方
当日の午前7時までに所定の場所に、無色か白色半透明の袋に入れて出してください。収集日は、松前校区は毎週水曜日、岡田・北伊予校区は毎週金曜日です。

△危険品や医療廃棄物は出さない
カミソリ、ライター、注射器などの危険品や医療廃棄物は、選別作業員の安全のためにも、絶対に出さないでください。

カミソリ→紙か布に包んで埋立てごみへ
ライター→ガスを抜いて埋立てごみへ
注射器などの医療廃棄物→かかりつけの病院に引き取ってもらう

△汚れたものは出さない
中身は使い切ってすすぐなど汚れを取り除いて出してください。
汚れが取れないもの→可燃ごみへ

△二重袋で出さない
収集したプラスチック類は、中間処理業者で選別作業を行っています。二重の状態のものは中身が見えにくく破袋漏れになる可能性があり作業ができませんので、二重の状態では出さないでください。

※硬質プラスチック類→埋立てごみへ
町民課ごみ対策係 ☎985-4117

まさき農園利用者募集

野菜、花などの栽培を通じて自然と触れ合い、安全な食べ物づくりを通じて農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。利用希望者はお申し込みください。応募者が多いときは抽選とします。

▼利用期間 契約日(平成25年3月31日まで)

▼利用資格 町内在住の人(1世帯1区画)

▼利用方法 できるだけ農業、化学肥料を使わない栽培方法(有機栽培)とし、果樹などの永年作物は不可とします。

▼賃借料 年間5千円(月割)

▼場所 伊予鉄道古泉駅東3区画(1区画30㎡)

▼申込方法 産業課にある「まさき農園利用申込書」に必要事項を記入して提出してください。

▼締め切り 7月31日(火)

▼申込先 産業課農業係 ☎985-4119



小さな子どものための自然観察会
野々っ子くらぶ

セミの抜け殻を探します。子どもと一緒に自然と触れ合いませんか。

第2回セミの抜け殻さがし

*日時 8月8日(水) 10時～11時30分
*場所 松前公園(子育て支援センター集合)
*対象 就園前の子どもと保護者(大人だけでも参加できます)。
*服装 帽子、運動靴(サンダルはやめましょう)
*持ち物 お茶、タオルなど
*申し込み 前日までにお電話ください。(先着15組)

*申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151



平成23年度 情報公開・個人情報開示状況

松前町情報公開条例は、町民の知る権利を保障し、町政に対する町民の理解と信頼を深め、開かれた町政を実現するためのものです。
松前町個人情報保護条例は、町が保有する個人情報について適正に取り扱うことが決められています。

情報公開の開示請求		個人情報の開示請求	
公開	1件	開示	1件
部分公開	3件	部分開示	1件
非公開	1件	不開示	1件
件数	4件	件数	3件

◎ご利用ください 情報公開コーナー(役場1階ロビー)では、予算書、決算書、議会会議録など自由に閲覧できます。
☎総務課広報情報係 ☎985-4132

平成25年成人式実行委員募集

▼募集人員 15人程度

▼応募資格

町内に住民登録があり、平成4年4月2日から5年4月1日まで生まれ、実行委員会(月2回程度)と成人式当日(1月13日)に出席できる人

▼活動期間 7月下旬～当日

▼活動内容 式典の企画運営、司会進行、記念品選定など

▼申し込み方法

電話、ファクシミリかメールで住所・氏名・電話番号を連絡してください。

▼締め切り 7月27日(金)

▼申込先 社会教育課生涯学習係

☎985-4135

FAX 985-4149

e-mail 721skyoiku@town.masaki.

ehime.jp

引っ越し後もそのまま住基カードが使えます

住民基本台帳法の改正で、平成24年7月9日から、町外へ引っ越ししても現在の住基カードがそのまま使えます。

▼継続利用するには

① 転出届のときに、継続利用希望の旨を伝えてください。

② 転入届のときに、住基カードを持参して、継続利用の手続きをしてください。

※手続きの際、カード発行時に設定したパスワードを入力する必要がありますので確認しておいてください。

※公的個人認証サービスは住所を

変更すると失効します。

◎住基カードを作ろう

松前町では25年3月29日(金)まで発行手数料が無料です。

▼申請に必要な物

官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど) + 保険証、印鑑、公的個人認証を付ける場合は500円

※官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。

▼受付時間 平日9時～16時

問 町民課住民係

☎985-4105

防災に関するトピックスをお届け！
町民総参加で松前の防災力を高めよう。

vol. 03

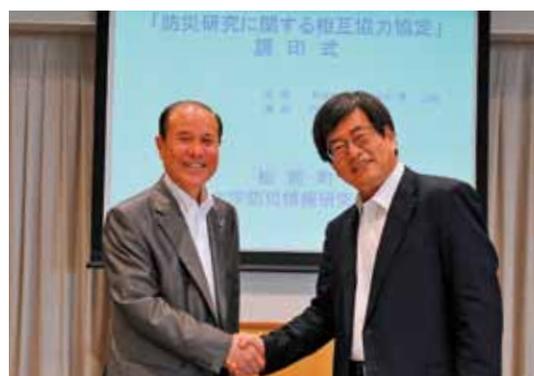
松前の 防災力

防災力の向上に向け 愛媛大学と防災研究協定を締結

地域防災力の向上と防災研究の推進を図るため、松前町と愛媛大学防災情報研究センターは5月28日、「防災研究に関する相互協力協定」を締結しました。

協定は、松前町防災対策プロジェクトチームが抽出した課題を中心に、地域の安全・安心や防災・減災のための社会資本整備、地域防災ネットワークの形成などについて、連携して研究することを定めたものです。

調印式は役場庁舎で行われました。協定書に調印後、



白石勝也町長は「町では液状化の心配もある。町民に恐怖感を与えるのではなく、防災の意識、備えに導くことができるように、専門的な意見を聞き、情報交換をしながらやっていきたい」とあいさつ。矢田部龍一センター長は「遠からず経験するであろう地震に対し、備えが必要。防災協定を結ぶことで、より密に、連携してやっていけると思う。できる限り協力させてほしい」と述べました。

問 総務課危機管理係 ☎985-4103